七項第七号」を「第二十七条の四第三十二項第七号」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第二十七項第十四号」を「第二十七条の四第三十二項第十四号」に改め、同条第三十八項中「第二十七条の四第二十八項第二号」を「第二十七条の四第三十三項第二号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第二十七項第二号」を「第二十七条の四第三十二項第二号」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第二十七項第四号」を「第四十二条の四第十九項第一号」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第二十七項第三号」を「第二十七条の四第三十二項第三号」に改め、同項第四号中「第二十七条の四第二十七項第五号」を「第二十七条の四第三十二項第五号」に改め、同項第五号中「第二十七条の四第二十七項第八号」を「第二十七条の四第二十七項第十号」を「第二十七条の四第三十二項第八号」に改め、同項第六号中「第二十七条の四第二十七項第九号」を「第二十七条の四第三十二項第九号」に改め、同項第七号中「第二十七条の四第二十七項第十号」を「第二十七条の四第三十二項第十号」に改め、同項第八号中「第二十七条の四第二十七項第十一号」を「第二十七条の四第三十二項第十一号」に改め、同項第九号中「第二十七条の四第二十七項第十二号」を「第二十七条の四第三十二項第十二号」に改め、同条第三十九項中「第二十七条の四第二十八項第四号」を「第二十七条の四第三十三項第四号」に、「第四十二条の四第八項第一号イ(1)」を「第四十二条の四第十九項第一号イ(1)」に、「第二十七条の四第二十七項第十三号」を「第二十七条の四第三十二項第十三号」に、「第四十二条の四第十九項第一号に」を「第四十二条の四第十九項第一号に」に改め、同条第四十項中「第二十七条の四第三十一項の」を「第二十七条の四第三十七項の」に、「同条第三十一項各号列記以外の部分」を「同条第三十七項各号列記以外の部分」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第三十一項」を「第二十七条の四第三十七項」に、「以下この項」を「第五号」に改め、「(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同条第四十二項中「第二十七条の四第三十一項の認定（施行令第三十九条の三十九第三十項の認定を含む。）」を「第二十七条の四第三十七項の認定」に改め、同条第四十三項中「(その認定が施行令第三十九条の三十九第三十項の認定（連結子法人に係るものに限る。）である場合には、連結子法人であつた法人)」を削り、同条第四十四項中「(第二十二条の二十三第四十一項又は第四十二項の処分を含む。)」を削り、「第四十二条の四第八項第三号」を「第四十二条の四第十九項第三号」に、「同項第十一号」を「同項第十四号」に改め、同条第四十五項中「第二十七条の四第三十一項」を「第二十七条の四第三十七項」に改め、同項第四号中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。」を削り、「分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度」を「分割法人等が通算法人である場合（当該分割等事業年度終了の日が当該分割法人等に係る通算親法人の法第四十二条の四第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日である場合に限る。）には、当該通算親法人の当該事業年度」に、「分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算親法人の同条第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日である場合に限る。）には、当該通算親法人の当該事業年度」を「分割承継法人等が通算法人である場合（当該分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算親法人の同条第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日である場合に限る。）には、当該通算親法人の当該事業年度」に改め、「(当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度)」を削り、同条第四十六項中「第二十七条の四第三十二項」を「第二十七条の四第三十八項」に改め、同項第二号中「(当該現物分配法人が連結子法人である場合には、当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地)」を削る。

第三条のうち、租税特別措置法施行規則第二十二条の七第三項の改正規定中「及び第五項」を「及び第四項」に、「第三十九条の七第四十六項」を「第三十九条の七第四十四項」を「第三十九条の七第四十四項」に、「第十一項」を「第九項」を「第十項」を「第八項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同条第四項の改正規定中「第三十九条の七第四十六項」を「第三十九条の七第四十四項」を「第三十九条の七第四十二項」に改め、第三条中同令第二十二条の七第五項の改正規定及び同項を同条第四項とする改正規定を削り、第三条のうち、同令第二十二条の七第六項第二号の改正規定中「同条第六項第二号」を「同条第五項第二号」に改め、同項を同条第五項とする改正規定中「同条第四項」に改め、同条第七項を削る改正規定中「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第八項第二号の改正規定中「同条第九項第二号」を「同条第八項第二号」に改め、同項を同条第六項とする改正規定中「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同条第九項第二号の改正規定中「同条第九項第二号」を「同条第八項第二号」に改め、同項を同条第七項とする改正規定中「同条第六項」に改め、同条第十項を同条第八項とする改正規定中「同条第九項を同条第七項」に改め、同条第十一項第五号の改正規定中「同条第十一項第五号中「第三十九条の七第四十三項」を「第三十九条の七第四十一項」を「第三十九条の七第三十九項」に改め、同項を同条第九項とする改正規定中「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同条第十二項中「第三十九条の七第四十一項」を「同条第十一項中「第三十九条の七第四十一項」を「第三十九条の七第三十九項」に改め、同項を同条第十項とする改正規定中「同条第十項」を「同条第九項」に改め、同条第十三項中「第三十九条の七第四十四項」を「第三十九条の七第四十二項」に、「同条第四十五項」を「同条第四十三項」を「同条第十二項中「第三十九条の七第四十四項」を「第三十九条の七第四十二項」に改め、同項を同条第十一項とする改正規定中「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第十四項の改正規定中「同条第十四項中「第三十九条の七第四十五項」を「第三十九条の七第四十三項」を「第三十九条の七第四十三項」に改め、同項を同条第十二項とする改正規定中「同条第十二項」を「同条第十一項」に改める。

第四条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第一条第三項の改正規定を次のように改める。

第一条第三項を次のように改める。

3　第三章において「人格のない社団等」、「法人課税信託」、「減価償却資産」、「分割法人」又は「現物出資法人」とは、それぞれ法第二条第三項第一号、第二号、第十号、第二十四号又は第二十五号に規定する人格のない社団等、法人課税信託、減価償却資産、分割法人又は現物出資法人をいう。

第四条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第六条の二第二項の改正規定中「第六条の二第二項」を「第六条第二項」に改める。

第四条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第六条の七第三項第二号の改正規定の次に次のように加える。

第六条の八第八項中「第二条第二項第二十七号」を「第二条第二項第二十八号」に改める。

第四条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第七条第八項第一号の改正規定中「改め、「」を「「第十九条第三項」に、「」及び」を「」を「第十九条第四項」に改め、」に改め、同項第三号の改正規定中「改め、「又は第二十四条第三項」を削り」を「「第十九条第三項又は第二十四条第三項」に改め、同項」を加える。

第六条に次の改正規定を加える。

第二十三条の四第六項中「第六条」を「第六条第一項」に改める。